

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

目 次

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	1
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）	11
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）	11
会社更生法（平成十四年法律第 号）（抄）	12
民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）	14
商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	15
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	16
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）	17
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	18
破産法（大正十一年法律第七十一号）（抄）	19
民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	19
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	19
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	20

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 預金

二 定期積金

三 銀行法第二条第四項に規定する掛金

四 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭

五 長期信用銀行法第八条、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十二年法律第八十六号）第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九号の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八号の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による債券（その権利者を確知することができるものとして政令で定めるものに限る。）の発行により払込みを受けた金銭

3 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいう。

4 この法律において「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻し（預金等に係る債務の弁済をいう。以下同じ。）を停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。

5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社

- 二 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社（銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて同法第五十二条の十七第一項の認可を受けた会社
- 三 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社
- 四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社（長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて同法第十六条の二の四第一項の認可を受けた会社
- 五 前各号に掲げる会社以外の会社（銀行及び長期信用銀行を除く。）で銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）を子会社（会社がその総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この号及び第十三項において同じ。）の百分の五十を超える数の議決権を保有する他の会社をいう。以下この号において同じ。）とするもの又は子会社としようとするもの
- 6 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時に於いて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。）^{（一）}、劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて、銀行等又は銀行持株会社等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ。）^{（二）}その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。
- 7 この法律において「株式等」とは、優先株式以外の株式及び優先株式等をいう。
- 8 この法律において「優先株式等の引受け等」とは、優先株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関又は銀行持株会社等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。）^{（一）}による貸付けをいう。
- 9 この法律において「株式等の引受け等」とは、優先株式以外の株式の引受け又は優先株式等の引受け等をいう。
- 10 この法律において「損害担保」とは、貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、あらかじめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部を補てんすることをいう。
- 11 (略)
- 12 この法律において「被管理金融機関」とは、第七十四条第一項若しくは第二項又は第一百条第一項の規定により、第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けた金融機関をいう。
- 13 この法律において「承継銀行」とは、営業の譲受け、付保預金移転又は合併（以下「営業の譲受け等」という。）^{（一）}により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構の子会社（預金保険機構がその総株主の議決権の百分の五十を超える数の議決権を保有する会社をいう。以下同じ。）^{（二）}として設立されたものをいう。

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次章第二節の規定による保険料の収納
- 二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払
- 三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務
- 四 第四章の規定による預金等債権の買取り
- 五 第七十八条第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務
- 六 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務
- 七 第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務
- 八 (略)
- 九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第四章第四節、第五章第三節及び第六章第二節の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務
- 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(保険料の額)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 機構は、第四十二条第一項若しくは第二項の資金の借入れ又は同条第一項の債券の発行をした場合において、その借入金を返済し、又はその債券を償還することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。

(保険金等の支払)

第五十三条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。ただし、第一種保険事故については、機構が第五十六条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をすることを要件とする。

2 前項に規定する保険事故には、当該保険事故が発生した金融機関につき、その発生した後(同項ただし書の規定が適用される場合には、機構が同項ただし書の決定をした後)に当該保険事故に関連して他の保険事故が発生した場合における当該他の保険事故(第五十七条第一項第二号において「関連保険事故」という。)を含まないものとする。

3 保険金の支払は、機構が、保険事故に係る各預金者等(ことに当該保険事故に係る保険金に相当する金額を金融機関に預金として預入し、当該預金に係る債権を当該保険事故に係る預金者等に対して譲渡する方法により行うことができる)。

4 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、政令で定める金額の範囲内で政令で定めるところにより、仮払金の支払をすることができる。

5 第一項又は前項の請求は、第五十七条第一項、第二項又は第四項の規定により公告した支払期間内であれば、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

(保険金の額等)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 保険事故に係る預金者等について支払われた前条第四項の仮払金の額が、第一項及び第二項の規定による保険金の額のうち政令で定めるところにより計算した額を超えるときは、その者は、その超える金額を機構に払い戻さなければならない。

(確定拠出年金に係る預金等の特例)

第五十四条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、第五十二条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産(確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。)に積み立てられたものとみなす。

4 (略)

5 (略)

(預金等に係る債権の額の把握)

第五十五条の二 機構は、保険事故が発生したことを知ったときは、速やかに、当該保険事故が発生した金融機関の各預金者等がその発生した日において現に当該金融機関に対して有する預金等に係る債権の額を把握しなければならない。

2 機構は、前項に規定する預金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があるときは、金融機関に対し、その旨を明示して、預金者等の氏名又は名称及び住所、預金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。

3 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)により、遅滞なく、これを提出しなければならない。

4 金融機関は、前項の規定による資料の提出に必要な預金等に関するデータベース（預金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならぬ。

（課税関係）

第五十八条の二（略）

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（資金援助の申込み）

第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者（以下「救済金融機関」という。）又は合併等を行う銀行持株会社等（以下「救済銀行持株会社等」という。）は、機構が、合併等を援助するため、次に掲げる措置（第六号に掲げる措置にあつては、第二条第五項第五号に掲げる会社に対して行うものを除く。以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

- 一 金銭の贈与
- 二 資金の貸付け又は預入れ
- 三 資産の買取り
- 四 債務の保証
- 五 債務の引受け
- 六 優先株式等の引受け等
- 七 損害担保

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続する合併
- 二 破綻金融機関と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併
- 三（略）
- 三の二 付保預金移転

四 破綻金融機関の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行つもの

3 第一項に規定する資金援助のうち前項第二号に掲げる合併を援助するために行つものは、救済金融機関又は当該合併により設立される金融機関に対して行うものとし、当該合併を行う金融機関のうちに二以上の救済金融機関がある場合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の救済金融機関の連名で行つものとする。

4 第一項第三号に掲げる資産の買取りは、合併等（第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。）に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、第一項の規定による申込みに係る資金援助のうち合併等に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当該合併等に係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一 第二項第一号に掲げる合併当該合併により存続する金融機関の資産（当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

二 第二項第二号に掲げる合併当該合併により設立される金融機関の資産（当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

三 第二項第三号に掲げる営業譲渡等同号の他の金融機関の資産で当該営業譲渡等により譲り受けたもの

四 第二項第四号に掲げる株式の取得当該株式の取得をされた金融機関の資産

5 第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

6 第一項又は第四項の規定による申込みを行った金融機関及び銀行持株会社等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。

7 機構は、第一項又は第四項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

（資金援助）

第六十四条 機構は、第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配慮しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会を当事者とする合併等に係るものである場合には、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、当該資金援助の申込みに係る金融機関又は銀行持株会社等との間で当該資金援助に関する契約を締結するものとする。

5 前項の契約に係る資金援助のうち損害担保が含まれているときは、当該契約に係る金融機関又は銀行持株会社等は、当該契約において、当該損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは当該利益の額の一部を機構に納付し、又は当該合併等により当該貸付債権を有することとなる者をして機構に納付させるための措置を講ずる旨を約するものとする。

（課税関係）

第七十三条 預金者等がその有する預金等債権（第二条第二項第五号に掲げる預金等に係るものうち割引の方法により発行される債券に係るものを除く。以下この条において同じ。）について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額（以下この条において「概算払の金額」という。）が当該概算払額の支払の日における当該預金等債権のうち元本の額として政令で定める金額（以下この条において「基準日における元本額」という。）以下であるときにあつては当該概算払の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときにあつては当該概算払の金額のうち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額と、当該概算払の金額のうちその超える部分の金額は当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

- 一 預金 当該預金の利子
- 二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づき給付補てん金（所得税法第七十四条第三号に掲げる給付補てん金をいう。）
- 三 第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛金に係る契約に基づき給付補てん金（所得税法第七十四条第四号に掲げる給付補てん金をいう。）
- 四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配
- 五 第二条第二項第五号に掲げる金銭 同号に規定する債券（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子
- 2 預金者等が第七十条第二項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る預金等債権につき支払を受けた金額（以下この項において「精算払の金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。
 - 一 精算払の金額と当該預金等債権に係る概算払の金額との合計額（次号において「精算払の金額と概算払の金額との合計額」という。）が、当該預金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該預金等債権のうち元本の払戻しの額
 - 二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が当該預金等債権に係る基準日における元本額を超え、かつ、当該預金等債権に係る概算払の金額が当該基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額
 - イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日における元本額から当該概算払の金額を控除した金額に相当する金額 当該預金等債権のうち元本の払戻しの額
 - ロ 当該精算払の金額のうち、精算払の金額と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額を控除した金額に相当する金額 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額
 - 三 当該預金等債権に係る概算払の金額が当該預金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額
- 3 前二項の規定の適用がある場合における相続特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他前二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（業務及び財産の管理を命ずる処分）

第七十四条 内閣総理大臣（この項に規定する処分に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項、第四項（次条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、同条第一項、第七十七条第二項から第四項まで、第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。））、第八十条、第八十四条第一項並びに第九十条において同じ。）は、金融機関がその財産をもつて債務を完済することができないと認める場合又は金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合若しくは金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）をすることができる。

一 当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること。

二 当該金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行つていない地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

2 内閣総理大臣は、金融機関からその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあると認める旨の申出があつた場合において、当該事態が生ずるおそれがあり、かつ、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、管理を命ずる処分をすることができる。

3 前二項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該処分を受けた金融機関（破綻金融機関を除く。）は、破綻金融機関とみなす。

4 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたときは、官報により、これを公告しなければならない。

5 金融機関は、その財産をもつて債務を完済することができないとき又はその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもつて、内閣総理大臣に申し出なければならない。

（再承継金融機関等に対する資金援助）

第一百一条（略）

2～6（略）

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第六十一条第一項の規定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十七条の規定は再承継金融機関について、第六十八条の規定は再承継のための機構による資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「第一百一条第一項」と、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第一百一条第六項」と、同条第四項中「第四項から第七項まで」とあるのは「第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承継銀行」と、第六十四条第三項及び第五項中「合併等」とあるのは「再承継」と、

第六十四条の二第一項、第二項及び第四項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同条第二項、第六十五条及び第六十八条中「合併等」とあるのは「再承継」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特別危機管理銀行に係る資金援助の特例)

第一百八条 (略)

2・3 (略)

4 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条(第二項及び第五項を除く。)の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第二項において準用する第六十一条第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十八条の規定は第一項の資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「第一百八条第一項」と、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第一百八条第三項」と、同条第四項中「第四項から第七項まで」とあるのは「第六項及び第七項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 (略)

(立入検査)

第三百三十七条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関(代理店を含む。)の営業所(信用金庫等にあつては、事務所)その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関の子会社又は当該金融機関から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関の子会社又は金融機関から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査(次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。)を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

一 第五十条第一項の規定による保険料の納付が適正に行われていること。

二 (略)

三 第七十一条第二項の預金等債権について弁済を受けることができると思込まれる額

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

第四百四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 (略)

第五百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関又は銀行持株会社等の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

二 第七十四条第五項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたとき。

三 第七十七条第二項の規定により選任された金融整理管財人に事務の引渡しをしないとき。

四 第三百三十一条第七項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

2 金融整理管財人が、第七十五条の規定により管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理金融機関の取締役、執行役若しくは理事又は清算人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

3 次の各号に掲げる金融機関の金融整理管財人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 銀行 商法第四百九十八条第一項各号又は銀行法第六十五条各号

二 長期信用銀行 商法第四百九十八条第一項各号又は長期信用銀行法第二十七条各号

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む金融機関 同法第十条各号

四 信用金庫又は信用金庫連合会 信用金庫法第九十一条第一項各号

五 信用協同組合又は信用協同組合連合会 協同組合による金融事業に関する法律第十二条第一項各号

六 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法第一条第一項各号

4 信用協同組合又は信用協同組合連合会の金融整理管財人は、中小企業等協同組合法第一百五十五条各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

(業務の特例)

第六条の二の三 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第七条まで及び附則第八条の二第一項の規定による業務を行うことができる。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）

(保全管理命令)

第二十二條 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前協同組織金融機関の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2・3 (略)

(相殺)

第三十五條 会社更生法第四十八条第一項及び第四十九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権者等による相殺について準用する。この場合において、同法第四十八条第一項中「第三百二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百二十八条第一項」と、同法第四十九条第二号及び第四号中「、整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは整理開始」と読み替えるものとする。

2 破産法第三百三条の規定は、前項において準用する会社更生法第四十八条第一項の規定による相殺について準用する。この場合において、破産法第三百三条第一項前段中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、「破産宣告」とあるのは「更生手続（同条第一項二規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始」と読み替えるものとする。

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2・4 (略)

5 この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であつて、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

6 (略)

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務（以下「運営管理業務」という。）の全部又は一部を行う事業をいう。

一 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務（連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。）

イ 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下「加入者等」と総称する。）の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知

ロ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関（企業型年金を実施する事業主が第八条第一項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。）又は連合会への通知

ハ（略）

二（略）

8 12（略）

13 この法律において「個人別管理資産額」とは、個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額をいう。

（資産管理契約の締結）

第八条 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。）
（一）厚生年金基金又は企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

二 四（略）

2 5（略）

（事務の委託）

第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

一 二（略）

三 積立金の管理に関する事務

四 五（略）

2（略）

会社更生法（平成十四年法律第

号）（抄）

（保全管理命令）

第三十条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

25 (略)

(準用)

第三十四条 第五十四条、第五十七条、第五十九条、第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十四条第一項、第七十六条から第八十条まで、第八十一条第一項から第四項まで並びに第八十二条第一項及び第二項の規定は保全管理人について、第八十一条第一項から第四項までの規定は保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条中「第四十二条第一項の規定による公告」とあるのは、「第三十一条第一項の規定による公告」と読み替えるものとする。

2 第五十二条第一項から第三項までの規定は保全管理命令が発せられた場合について、同条第四項から第六項までの規定は保全管理命令が効力を失つた場合(更生手続開始の決定があつた場合を除く。)について、それぞれ準用する。

3 開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものについては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定を準用する。
一 保全管理命令が発せられた場合 第五十一条第一項から第三項まで

二 保全管理命令が効力を失つた場合(更生手続開始の決定があつた場合を除く。) 第五十二条第四項から第六項まで
4 第六十五条の規定は、保全管理人が選任されている期間中に取締役又は執行役が自己又は第三者のために開始前会社の営業の部類に属する取引をする場合について準用する。

(更生債権等の弁済の禁止)

第四十七条 更生債権等については、更生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、更生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができない。

26 (略)

(相殺の禁止)

第四十九条 次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 更生債権者等が更生手続開始後に更生会社に対して債務を負担したとき。

二 更生債権者等が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この条において「支払の停止等」という。)があつたことを知つて更生会社に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくとき、更生債権者等が支払の停止等があつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

三 更生会社に対して債務を負担する者が更生手続開始後に他人の更生債権等を取得したとき。

四 更生会社に対して債務を負担する者が支払の停止等があったことを知って更生債権等を取得したとき。ただし、その取得が法定の原因に基づくとき、当該者が支払の停止等があったことを知った時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（管理命令）

第六十四条 裁判所は、再生債務者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）の財産の管理又は処分が失当であるときその他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続の開始の決定と同時に又はその決定後、再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

2～6 （略）

（保全管理命令）

第七十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債務者（法人である場合に限る。以下この節において同じ。）の財産の管理又は処分が失当であるときその他再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。この場合においては、第六十四条第三項の規定を準用する。

2～6 （略）

（再生債権の弁済の禁止）

第八十五条 再生債権については、再生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、再生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

2～5 （略）

（相殺の禁止）

第九十三条 次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 再生債権者が再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき。

二 再生債権者が支払の停止又は破産、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条において「支払の停止等」という。）があったことを知って再生債務者に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくとき、再生債権者が支払の停止等があったことを知った時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

三 再生債務者に対して債務を負担する者が再生手続開始後に他人の再生債権を取得したとき。

四 再生債務者に対して債務を負担する者が支払の停止等があったことを知って再生債権を取得したとき。ただし、その取得が法定の原因に基づくとき、再生債権者が支払の停止等があったことを知った時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二百三十二条 総会ヲ招集スルニ八会日ヨリニ週間前ニ各株主ニ対シテ書面ヲ以テ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル会社ニ於テハ其ノ期間ハ定款ヲ以テ一週間ヲ限度トシテ之ヲ短縮スルコトヲ妨グズ
2 4 （略）

第三百八十六条 整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

一 会社ノ業務ノ制限其ノ他会社財産ノ保全処分

二 十 （略）

十一 会社ノ業務及財産ニ関スル管理ノ命令

2 （略）

第四百三条 破産法第四百四条ノ規定ハ整理ノ場合ニ之ヲ準用ス

2 破産法第六十三條乃至第六十六條ノ規定ハ検査役、整理委員、監督員及管理人ニ之ヲ準用ス

第四百二十三条 清算人ハ第四百二十一条第一項ノ債権申出ノ期間内ハ債権者ニ対シテ弁済ヲ為スコトヲ得ズ但シ会社ハ之ガ為ニ遅延ニ因ル損害賠償ノ責任ヲ免ルルコトナシ

2 （略）

第四百二十八條 会社ノ債務ハ其ノ債権額ノ割合ニ応ジテ之ヲ弁済スルコトヲ要ス
2 （略）

第四百四十二條 第二百三十二條第一項本文第三項、第二百三十九條第二項第四項、第二百四十三條、第二百四十四條第一項乃至第三項、第二百四十一條第二項及破産法第七十九條ノ規定ハ債権者集会ニ之ヲ準用ス
2 （略）

第四百五十六条 第三百九十九条及第四百条並ニ破産法第四百条、第二百三条及第二百四条ノ規定ハ特別清算ノ場合ニ之ヲ準用ス
2 破産法第六十五條及第六十六條ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

（整理）

第六十二条 金庫の整理については、商法第三百八十一条から第三百八十五条まで（整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の停止）、第三百八十六条（第一項第二号を除く。）（整理実行のために裁判所による処分）、第三百八十七条から第三百九十一条まで（処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員）、第三百九十四条から第四百条まで（損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録）、第四百二条（破産手続の開始）及び第四百三条（破産法の規定の準用）の規定並びに非訟事件手続法第二百五条ノ二十四から第二百五条ノ三十八まで、第三百三十五條ノ四十一、第三百三十五條ノ四十二及び第三百三十五條ノ四十七から第三百三十五條ノ六十二までの規定（会社の整理に関する事件）を準用する。この場合において、商法第三百八十一条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは「総会員ノ百分ノ三以上ノ会員ニシテ六月前ヨリ引続キ会員デアル者又ハ登記ヲ為シタル出資ノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」と、同法第三百八十九条第二号中「第九十二条第一項第二項第四項、第九十二条ノ二、第九十二条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三又ハ第二百八十条ノ十三ノ二」とあるのは「信用金庫法第三十五条第一項（同法第三十九条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同法第三百九十八条第二項中「第二百四十七条、第二百八十条ノ十五（第二百一十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百六十三条、第三百七十二条、第三百七十四条ノ十二（第三百七十四条ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百八十条、第四百十五條及第四百二十八條ノ規定」とあるのは「信用金庫法第四十九条ニ於テ準用スル第二百四十七条、同法第五十二条第三項（同法第五十八条第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル第三百八十条、同法第六十一条ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第二十八條ニ於テ準用スル第四百二十八條ノ規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（銀行法の準用）

第八十九条 銀行法第四条第四項（営業の免許）、第八条第三項（営業所の設置等）、第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第二号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の二（財務大臣への協議）

並びに第五十七条の四（財務大臣への資料提出等）の規定は金庫について準用する。
2 （略）

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（抄）

（銀行法の準用）

第六条 銀行法第八条第三項（営業所の設置等）、第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十八条第一項（利益準備金の積立て等）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第二十四条から第二十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第二号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第二十八条（廃業等の公告等）、第四十条（免許の取消しによる解散）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号及び第二号（内閣総理大臣の告示）並びに第五十七条の四（財務大臣への資料提出等）の規定は信用協同組合等について準用する。

2 （略）

（商法等の準用）

第六条の二 （略）

2・3 （略）

4 信用協同組合等の整理については、商法第三百八十一条から第三百八十五条まで（整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の停止）、第三百八十六条（第一項第二号を除く。）（整理実行のために裁判所のある処分）、第三百八十七条から第三百九十一条まで（処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員）、第三百九十四条から第四百条まで（損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録）、第四百一条（破産手続の開始）及び第四百三条（破産法の規定の準用）の規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条ノ二十四から第三百三十五条ノ三十八まで、第三百三十五条ノ四十一、第三百三十五条ノ四十二及び第三百三十五条ノ四十七から第三百三十五条ノ六十二までの規定（会社の整理に関する事件）を準用する。この場合において、商法第三百八十一条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは「総組合員若ハ總會員ノ百分ノ三以上ノ組合員若ハ會員ニシテ六月前ヨリ引続キ組合員若ハ會員、テアル者又ハ登記ヲ為シタル出資ノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」と、同法第三百八十九条第二号中「第九十二条第一項第二項第四項、第九十二条ノ二、第九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三又ハ第八十二条ノ十三ノ二」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十八条の二第一項（同法第四十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同法第二百九十八条第二項中「第二百四十七条、第二百八十条ノ十五（第二百一十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、

第三百六十三條、第三百七十二條、第三百七十四條ノ十二（第三百七十四條ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百八十條、第四百十五條及第四百二十八條ノ規定」とあるのは、「中小企業等協同組合法第五十四條ニ於テ準用スル第二百四十七條、同法第五十七條第三項（同法第五十七條ノ三第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル第三百八十條、同法第六十六條ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第三十二條ニ於テ準用スル第四百二十八條ノ規定」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

5 (略)

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

(整理)

第六十六條 金庫の整理については、商法第三百八十一条から第三百八十五条まで（整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の停止）、第三百八十六條（第一項第二号を除く。）（整理実行のために裁判所のある処分）、第三百八十七條から第三百九十一条まで（処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員）、第三百九十四條から第四百条まで（損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録）、第四百一条（破産手続の開始）及び第四百三条（破産法の規定の準用）の規定並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ二十四から第三百三十五条ノ三十八まで、第三百三十五条ノ四十一、第三百三十五条ノ四十二及び第三百三十五条ノ四十七から第三百三十五条ノ六十二までの規定（会社の整理に関する事件）を準用する。この場合において、商法第三百八十一条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは「総会員（個人会員ヲ除ク）ノ百分ノ三以上ノ会員ニシテ六月前ヨリ引続キ会員ナル者又ハ登記ヲ為シタル出資ノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」と、同法第三百八十九條第二号中「第九十二條第一項第二項第四項、第九十二條ノ二、第九十三條第一項、第九十六條、第九十七條、第九十八條ノ十三又ハ第九十八條ノ十三ノ二」とあるのは「労働金庫法第三十七條第一項（同法第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同法第三百九十八條第二項中「第二百四十七條、第二百八十条ノ十五（第二百一十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百六十三條、第三百七十二條、第三百七十四條ノ十二（第三百七十四條ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百八十条、第四百十五條及第四百二十八條ノ規定」とあるのは「労働金庫法第五十四條ニ於テ準用スル第二百四十七條、同法第五十七條第三項（同法第六十二條第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル第三百八十条、同法第六十五條ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第二十八條ニ於テ準用スル第四百二十八條ノ規定」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(銀行法の準用)

第九十四條 銀行法第四條第四項（営業の免許）、第八條第三項（営業所の設置等）、第十二條の二から第十六條まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九條（業務報告書等）、第二十一條（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第二十四條から第二十六條ま

で（報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第二号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第二号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の二（財務大臣への協議）並びに第五十七条の四第一項（財務大臣への資料提出等）の規定は金庫について準用する。

2
（略）

破産法（大正十一年法律第七十一号）（抄）

第十六条 破産債権ハ破産手続ニ依ルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第一百四条 左ノ場合ニ於テハ相殺ヲ為スコトヲ得ス

- 一 破産債権者力破産宣告ノ後破産財団ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ
- 二 破産債権者力支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産者ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ但シ其ノ負擔ガ法定ノ原因ニ基クトキ、破産債権者力支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラス
- 三 破産者ノ債務者力破産宣告ノ後他人ノ破産債権ヲ取得シタルトキ
- 四 破産者ノ債務者力支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産債権ヲ取得シタルトキ但シ其ノ取得ガ法定ノ原因ニ基クトキ、債務者力支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラス

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第六百五十三条 委任ハ委任者又ハ受任者ノ死亡又ハ破産ニ因リテ終了ス受任者力後見開始ノ審判ヲ受ケタルトキ亦同シ

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（休日及び営業時間）

第十五条 銀行の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2
（略）

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）

（銀行法の準用）

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで（目的、定義等）、第四条（営業の免許）、第五条第一項及び第二項（資本の額）、第六条第一項及び第二項（商号）、第十条から第十二条まで（業務の範囲）、第十六条の二（銀行の子会社の範囲等）、第三十一条（合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十二条（合併の場合の債権者の異議の催告）、第三十二条の二（会社の分割の場合の債権者の異議の催告）、第三十七条第二項（廃業及び解散等の認可）、第四十三条（他業会社への転移等）、第七章（外国銀行支店）、第五十二条の二（銀行等の議決権保有に係る届出書の提出）、第五十二条の九、第五十二条の十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項（銀行持株会社に係る認可等）、第五十二条の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）、第五十四条（認可等の条件）、第五十五条（認可の失効）、第五十六条第四号（内閣総理大臣の告示）、第五十八条から第六十条まで（内閣府令への委任、権限の委任、経過措置）、第九章（罰則）並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行議決権大量保有者に係るものにあつては長期信用銀行議決権大量保有者について、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係るものにあつては長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。